

=====

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース
2025/3/10号 (No. 624)

=====

○【北京発中国 IP 情報】知財関係法規の和訳掲載のお知らせ
以下の知財関係法規について和訳を作成し、弊所 HP に掲載しました。

専利紛争の行政裁決及び調停弁法

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20250201_5.pdf

国家知識産権局行政不服審査規程

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20250201_3.pdf

国家知識産権局の規則制定手続規定

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20250201_1.pdf

市場監督管理分野における知的財産権事件の訴因に関する規定（試行）

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20250108_1.pdf

商標行政法執行証拠規定

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20250101_1.pdf

人工知能関連発明の特許出願ガイドライン（試行）

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20241231_1-2.pdf

解説

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20241231_2.pdf

質問&回答

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20241231_3.pdf

★お問い合わせ先

ジェトロ・北京事務所 知的財産部

Tel: +010-6528-2781、E-mail: pcb-ip@jetro.go.jp

=====

【ジェトロ香港事務所からのお知らせ】

この度、ジェトロ・香港事務所では、1. 「全人代開幕、李強氏が2025年の政府活動を報告」と、
2. 「CNIPA など3機関、知財金融の活性化に向けて特定地域での試行実施を発表」と題する記事

を作成しました。是非ご一読いただければ幸いです。

1. 本記事は、3月5日に開幕した第14期全国人民代表大会第3回会議において、国務院総理の李強氏が報告した「2025年政府活動の任務」の概要について紹介するものとなります。

○【香港発中国創新 IP 情報】全人代開幕、李強氏が2025年の政府活動を報告

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_20250306.pdf

2. 本記事は、3月4日、国家知識産権局（CNIPA）ら3機関が連名で発表した「『知的財産権金融エコシステム総合試行作業方案』の通知」の概要について紹介するものとなります。

○【香港発中国創新 IP 情報】CNIPA など3機関、知財金融の活性化に向けて特定地域での試行実施を発表

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_20250307.pdf

★上記記事に関するお問い合わせ先

ジェトロ・香港事務所 知的財産部

Tel: +852-2501-7262、E-mail: hk_ip@jetro.go.jp

=====

○ 法律・法規等

1. 営業秘密保護と反不正競争法改正、法曹界や企業が議論(中国法院網 2025年3月1日)

○ 中央政府の動き

1. 全国初の大学・研究機関による専利の棚卸し 93.8万件が産業活用の可能性(国家知識産権網 2025年3月6日)

2. 国家市場監督管理総局、民間企業の技術革新環境を整備へ 支援強化を表明(国家市場監督総局公式サイト 2025年3月5日)

3. 知財金融エコシステム構築へ、8地域でパイロット事業開始(中国政府網 2025年3月5日)

4. 知的財産権で民間企業を支援 国家知識産権局が積極的な取り組みを展開(国家知識産権網 2025年2月28日)

5. 国家知識産権局、2024年全国両会提案処理を着実に実施(国家知識産権網 2025年2月28日)

6. 国家知識産権局、特許転化活用推進会議を北京で開催(国家知識産権網 2025年2月27日)

7. 国家知識産権局の胡文輝副局長が IDCC 社長と北京で会談(国家知識産権網 2025年2月26日)

○ 地方政府の動き

【華北地域】

1. 北京、2025年初の中小企業向け政策説明会を開催-知的財産を中心に(国家知識産権網 2025年3月5日)

2. 北京・広東・江蘇、商標保護の新たな枠組みを確立 相互保護協力協定を締結 (北京市知識産権局 Wechat 公式アカウント 2025年3月4日)

【華東地域】

3. 浙江省、AI大規模言語モデルの活用を推進 知的財産サービス向上へ(国家知識産権網 2025年2月28日)

【華南地域】

4. 広東・広西・海南、独占禁止協力枠組み協定を締結(国家市場監管総局公式サイト 2025年3月4日)

【その他地域】

5. 河南省、企業名称登録管理を強化 知的財産権を巡る紛争抑制を目指す(国家知識産権網 2025年3月3日)

○ 司法関連の動き

1. 江蘇省、知財保護における行政と司法の連携強化に向け意見交換(国家知識産権網 2025年3月4日)

2. 知財侵害対策が進展：検察機関の起訴審査が増加、企業の権益保護を強化(最高人民検察院公式サイト 2025年3月1日)

3. 最高人民法院が「2024年度十大事件」を発表、新たな法解釈の指針を提示(最高人民法院公式サイト 2025年2月27日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

【その他地域】

1. 四川省初の「ナタ 2」著作権侵害事件を摘発 成都警察が違法サイト運営者を拘束(中国知識産権資訊網 2025年3月6日)

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

1. 江蘇省、知的財産権産業連盟の協力を強化 革新と発展を推進(国家知識産権網 2025年3月4日)

2. 国内企業の特許産業化率が向上、戦略産業での収益も拡大(国家知識産権網 2025年2月26日)

○ 統計関連

1. 2024年中国著作権登録数が1063万件を突破、前年比19.13%増(中国知識産権資訊網 2025年2月28日)

● ニュース本文

※注意：以下の記事リンクは、中国国外からアクセスできないサイトも含まれます。

○ 法律・法規等

★★★1. 営業秘密保護と反不正競争法改正、法曹界や企業が議論★★★

2月27日、営業秘密保護および反不正競争法の改正に関する座談会が北京で開催された。この会議は、中国応用法学研究所が主催し、同研究所のインターネット司法研究センターが運営を担当した。

北京市高級人民法院、北京知識産権法院、杭州市中級法院、蘇州市中級法院など各地の裁判所の実務担当判事、重慶市市場監督管理局や杭州市市場監督管理局など行政法執行部門の責任者、清華大学や浙江大学の専門家・学者、淘天集団や美团集団といった企業の法務担当者、さらに法学研究所の研究員など、約20名が参加した。

本会議は、インターネット関連の営業秘密保護に関する不正競争紛争の裁判経験を総括し、反不正競争法の改正に向けた意見や提案を収集することを目的としていた。参加者は、営業秘密保護条項の法適用やデータ権益の保護を中心に、多角的な視点から意見を交わした。議題は、営業秘密の定義、損害賠償額の算定基準、懲罰的賠償の適用条件、立証責任の分配、さらに営業秘密条項を活用したデータ保護の方法など、理論と実務の双方にまたがる重要な課題に及んだ。

行政、司法、産業、学術の各界から集まった参加者が深い議論を交わしたことで、法改正に向けた実務的かつ建設的な意見が数多く共有された。

(出典：中国法院網 2025年3月1日)

<https://www.chinacourt.org/article/detail/2025/03/id/8724845.shtml>

○ 中央政府の動き

★★★1. 全国初の大学・研究機関による専利の棚卸し 93.8万件が産業活用の可能性★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）は、全国の大学および研究機関が保有する専利（特許、実用新案、意匠を含む）について、初の大規模な棚卸しを実施した。2023年末時点で、全国の約2700の大学と研究機関が保有する専利の総数は134.9万件に達し、そのうち特許は89.3万件であった。さらに、2024年には新たに18.9万件の特許が認可された。

国家知識産権局の関係者によれば、2023年末時点の134.9万件の専利のうち、質が高く、実施の可能性が高いと評価されたものは93.8万件に上り、特許は68.1万件を占めている。これらの専利は戦略的新興産業、伝統産業、未来産業など、複数の重点分野にまたがり、既に「活用可能な資源データベース」に登録されている。

同局は、大学や研究機関の専利を中小企業と効率的に結びつけるため、データベースに収められた94万件超の専利を産業分野ごとに細分化し、全国45万社の企業にマッチング情報を提供している。この取り組みにより、企業と大学・研究機関の間で計8.8万回の接触が行われ、具体的な協力要望が2.6万件寄せられた。このような交流とフィードバックは、産学連携を深化させ、特許の実用化をよりの確なものにしている。

データによると、2024年の特許譲渡・ライセンスの登録件数は61.3万件で、前年比29.9%増加し

た。特に、大学・研究機関の特許譲渡・ライセンス登録件数は7.6万件で、前年比39.1%の大幅な伸びを示している。

(出典：国家知識産権網 2025年3月6日)

http://www.cnipa.gov.cn/art/2025/3/6/art_55_198020.html

★★★2. 国家市場監督管理総局、民間企業の技術革新環境を整備へ 支援強化を表明★★★

国家市場監督管理総局（SAMR）はこのほど、中国の民間企業数が2012年の1085万7000社から2025年1月末には5670万7000社に拡大し、約5.2倍に増加したと発表した。民間企業は中国における科学技術の発展と技術革新の重要な担い手として、その地位を一層強固なものとしている。

同総局によれば、国家級ハイテク企業に占める民間企業の割合は、2012年の2万8000社から現在の42万社以上に急増しており、その比率も62.4%から92%以上へと大幅に上昇している。民間企業は、従来の労働集約型から技術駆動型への転換を加速させ、革新意識の向上とともに、中国の科学技術発展を牽引する重要な原動力となっている。

同総局は、今後も民間企業への支援を強化し、知的財産権の保護を推進することで、技術革新を支える環境の整備に努める方針である。次のステップとして、市場監管部門は公正な競争の促進と全国統一市場の構築を加速する計画だ。また、独占禁止ガイドラインの整備を急ぎ、プラットフォーム経済や技術革新などの重点分野において独占禁止法の執行を強化する考えである。

さらに、行政権力の濫用による競争の排除や制限行為を厳しく取り締まり、地方に潜む障壁の解消に取り組む。また、営業秘密の侵害や悪意のある商標登録といった違法行為を抑制し、ネット取引プラットフォームにおけるコンプライアンス管理責任制度を整備することで、民間企業が直面する課題の解決を図ると述べている。

(出典：国家市場監管総局公式サイト 2025年3月5日)

https://www.samr.gov.cn/xw/mtjj/art/2025/art_98aa1d3e4bb64be9a10eac533aa143a.html

★★★3. 知財金融エコシステム構築へ、8地域でパイロット事業開始★★★

イノベーション企業と文化産業の発展を支援し、知的財産権金融サービスの改善を図るため、国家金融監督管理総局、国家知識産権局、国家版權局は共同で「知的財産権金融エコシステム総合パイロット事業実施方案」を発表した。パイロット事業の実施地域には、北京、上海、江蘇、浙江、広東、四川、深セン、寧波の8地域が選ばれている。

近年、中国における知財金融事業は急速な成長を遂げているものの、一部の地域や分野では依然として発展を阻む課題やボトルネックが存在している。この状況を受け、国家金融監督管理総局は、国家知識産権局および国家版權局と共同で調査研究を行い、知的財産集積度が高く、制度基盤の整った地域をパイロット事業の対象として選定した。今後、パイロット事業を通じて課題を克服し、実務経験を蓄積することで、成功事例を全国へ展開する方針である。

発表された実施方案では、知的財産権の登録、評価、処分、リスク補償といった重要なプロセスにおいて、具体的かつ実効性のある政策措置を打ち出している。

(出典：中国政府網 2025 年 3 月 5 日)

https://www.gov.cn/lianbo/bumen/202503/content_7010797.htm

★★★4. 知的財産権で民間企業を支援 国家知識産権局が積極的な取り組みを展開★★★

国家知識産権局（CNIPA）は近年、知的財産権の保護強化、イノベーション能力の向上、ビジネス環境の最適化、紛争解決ルートが多様化などに取り組み、知的財産権を通じて民間企業の成長を支援している。

昨年末時点で、CNIPA は全国に 124 カ所の国家級知的財産権保護センターおよび迅速権利保護センターの設立を承認している。これらのセンターに登録されたイノベーション主体は 19.3 万社を超え、その 75%以上を民間企業が占めている。また、同局は知財担保融資の取り組みを深め、民間企業が効率的に資金調達を行うことを支援している。特許・商標を活用した担保融資額は 6 年連続で二桁成長を達成し、民間企業の資金調達難を効果的に解決している。

また、CNIPA は海外知財紛争対応指導サブセンターを 80 か所設置し、企業に対して専門的かつ公益的な海外権利保護指導を提供し、研修や相談支援などを通じて企業の海外における知財保護能力の向上を図っている。

特に注目すべきは、CNIPA が民間企業との定期的なコミュニケーション体制を構築し、定期的に民間企業からの意見や要望を聞き取り、企業が直面する知的財産権関連の課題や問題を迅速に解決するための支援を行っている点である。これらの取り組みにより、民間企業は知的財産権を活用して競争力を高め、国内外市場での地位を強化することが期待されている。

(出典：国家知識産権局 2025 年 2 月 28 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/2/28/art_55_197726.html

★★★5. 国家知識産権局、2024 年全国两会提案処理を着実に実施★★★

2025 年の全国两会（全国人民代表大会および中国人民政治協商会議全国委員会）が間もなく開幕する。国家発展の戦略的資源であり、国際競争力の核心要素として、知的財産権の重要性がますます明確化される中、全人代代表や全国政協委員（以下、代表・委員）からの関心が高まっている。それに伴い、知的財産権に関する建議書や提案の件数も年々増加している。

2024 年には、中国国家知識産権局（CNIPA）が全国两会から受け付けた建議書や提案は合計 222 件に達し、前年同期比で 30.6%増加した。内訳として、全人代代表からの建議書は 109 件（前年比 11 件増、11.2%増）、全国政協委員からの提案は 113 件（前年比 41 件増、56.9%増）であった。これらの建議書や提案は、知的財産権の創造、活用、保護、管理、サービス、さらに国際協力に至るまで、幅広い分野を網羅している。

特に注目すべきは、全人代の重点監督建議 1 件（11 件の具体案を含む）と全国政協の重点提案 7 件が含まれている点である。これらは知的財産権分野における重要な課題を浮き彫りにし、今後の政策立案や施策の執行において大きな影響を及ぼすと見られている。

建議書や提案の処理にあたり、国家知識産権局は代表や委員との積極的な連絡を通じ、共同調査を

深く実施した。その結果、期限の厳守率、代表・委員とのコミュニケーション率、回答に対する満足率の3項目でいずれも100%を達成した。

(出典：国家知識産権網 2025年2月28日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/2/28/art_53_197735.html

★★★6. 国家知識産権局、特許転化活用推進会議を北京で開催★★★

2月25日、中国国家知識産権局（CNIPA）は北京で特許活用推進会議および特別行動推進メカニズム第4回全体会議を開催した。会議では、過去1年間における特許転化活用の特別行動の主な進展と成果を総括し、各部門や地方の取組事例を共有するとともに、2025年に向けた重点課題を策定した。

発表されたデータによれば、昨年1年間の特許譲渡・実施許諾の登録件数は61.3万件に達し、前年に比べ29.9%増加した。このうち、大学および研究機関による登録件数は7.6万件で、前年比39.1%増と大幅な伸びを記録し、顕著な成果を示した。

今年の特許転化活用3カ年行動の最終年にあたることから、会議では以下の取り組みが強調された。大規模言語モデルの活用による特許転化活用の新たな仕組みの探求、特許転化活用の成果を踏まえた出願および審査政策の継続的な改善、ビッグデータを駆使した精密な施策の展開、そして長期的な運用メカニズムの確立である。これらの施策により、特許転化活用にさらに推進し、期待される成果を確実に上げるよう各部門に求めた。

(出典：国家知識産権網 2025年2月27日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/2/27/art_53_197712.html

★★★7. 国家知識産権局の胡文輝副局長がIDCC社長と北京で会談★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）の胡文輝副局長は先日、北京でインターデジタル（IDCC）社のリレン・チェン社長兼CEO一行と会談を行い、知的財産権の保護と活用、技術標準化、および標準必須特許（SEP）に関する最新の取り組みについて意見を交わした。

胡副局長は、知的財産権がビジネス環境の最適化において重要な役割を果たしているとの認識を示し、国内外の企業からその重要性がますます注目されていると述べた。また、中国政府は知的財産権保護を一貫して強化する立場を堅持しており、公正で透明性が高く、予測可能なイノベーション環境の提供に力を注いでいると説明した。さらに、CNIPAとしては今後も積極的かつ開放的な姿勢で、各国の権利者との交流と協力を推進する方針を示した。

これに対し、チェン氏は、中国がよりオープンで公正な知財保護環境と良好なビジネス環境を整備するために進めている取り組みを高く評価した。さらに、今後もCNIPAとの連携を深めていきたいとの意向を表明した。

(出典：国家知識産権網 2025年2月26日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/2/26/art_53_197700.html

○ 地方政府の動き

【華北地域】

★★★1. 北京、2025年初の中小企業向け政策説明会を開催—知的財産を中心に★★★

「2025年北京市中小企業向け政策説明会」の第1回がこのほど海淀区で開催された。今回の説明会は北京市知識産権局と市経済・情報化局の共同主催によるもので、「北京市の『専精特新』企業および知的財産優遇政策の説明」をテーマとしている。

市知識産権局の担当者は、知的財産能力の向上や知財活用促進に関する政策と具体的施策を紹介した。また、2025年世界知的所有権機関（WIPO）グローバル・アワードの申請手続きや審査基準、過去の受賞事例についても詳しく説明した。さらに、北京市知的財産権保護センターは、特許の予備審査業務に関する適用条件や手続き、北京市におけるデータ知的財産権の登録手続きについて解説した。加えて、北京市中小企業サービスセンターは、同日に発表された「北京市優良中小企業の段階的育成管理実施細則（2025年改訂版）」の詳細を解説し、中小企業の成長段階に応じた支援策を紹介した。

説明会の後半では、登壇者と参加企業の代表が直接対話する機会が設けられ、WIPO グローバル・アワードの申請や特許予備審査に関する具体的な質問に対して回答がなされた。イベントには、海淀区を中心とした100社以上の「専精特新」企業の代表が参加し、今後の政策活用に向けた関心の高さがうかがえた。

(出典：国家知識産権網 2025年3月5日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/3/5/art_57_197955.html

★★★2. 北京・広東・江蘇、商標保護の新たな枠組みを確立 相互保護協力協定を締結 ★★★

2月28日、広東商標協会主催の「第3回広東商標ブランド年次大会」が広州で開催され、北京商標協会の陳丹秘書長が招待を受けて出席した。会議では、北京、広東、江蘇の3地域の商標協会が「重点商標保護リスト相互保護協力協定」を締結し、情報共有および協調保護メカニズムを新たに導入した。これにより、地域横断的な商標保護協力の新たな枠組みが築かれることとなる。

北京商標協会はこれを契機に、自らの機能をさらに発揮し、3地域の重点商標保護に関する共同広報活動を強化し、地域をまたぐ協調保護メカニズムを深化させ、商標保護レベルの向上を図るとともに、商標ブランド経済の健全な発展を促進する方針を示した。

同時に、同協会は国内外の商標権者に対し、「北京市重点商標保護リスト」への積極的な登録申請を呼びかけている。北京・広東・江蘇の協調保護メカニズムを活用し、北京の重点商標が他省での権利行使において直面する課題を解決することを目指している。

(出典：北京市知識産権局 Wechat 公式アカウント 2025年3月4日)

<https://mp.weixin.qq.com/s/Z8BD70k1TOEumj2JY322bQ>

【華東地域】

★★★3. 浙江省、AI大規模言語モデルの活用を推進 知的財産サービス向上へ★★★

浙江省知的財産権保護センターはこのほど、人工知能（AI）分野の最新動向を把握し、関連人材の専門能力を向上させるため、全職員を対象とした大規模言語モデル（LLM）に関する特別セミナーを開催した。セミナーでは、AIの専門家がLLMの基本概念、発展の歴史、応用分野、メリット、将来の展望、今後の課題などについて詳しく解説した。

特に、中国の国産AIモデル「DeepSeek」（ディープシーク）の技術路線に着目し、その技術アーキテクチャ、コアアルゴリズム、エンジニアリングプラクティス、データ戦略など多角的な視点から、性能、コスト、速度の「不可能三角」を打破した理由を説明した。また、情報取得、コンテンツ作成、人間と機械のインタラクションなどにおける革新的な進展を紹介し、参加者の理解を深めた。

今回のセミナーは、浙江省がAI技術と知的財産権サービス業務の深い融合を探求し、イノベーションを促進するための思考の道筋と技術的基盤を提供したものである。今後は、AI技術を活用した管理制度への質疑応答や予備審査、方式審査の補助、業務データ分析など、具体的な応用が試みられる予定である。

(出典：国家知識産権網 2025年2月28日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/2/28/art_57_197733.html

【華南地域】

★★★4. 広東・広西・海南、独占禁止協力枠組み協定を締結★★★

広東省、広西チワン族自治区、海南省の反独占法（独占禁止法）執行機関がこのたび、「独占禁止業務協力枠組み協定」（以下「協定」）を締結した。

協定に基づき、広東、広西、海南の市場監督管理局は、異地域間の公正競争と統一市場を阻害する問題に迅速に対応するメカニズムの確立、独占禁止法執行調査における協力の強化、制裁情報公示の連携、法執行業務における交流促進、事業者結合関連業務の協力、競争分析の共同実施、専門家データベースの共有、人材育成の強化といった8つの分野で、今後3年間にわたり広域的な協力を展開する方針である。これにより、地域間の障壁を打破する試行的取り組みが推進されるとともに、企業が異地域間で公正競争や統一市場を阻害する問題を報告するルートの整備が進められる。また、広域的な独占禁止協力メカニズムの構築が目指されている。

今回の協定締結は、広東、広西、海南の市場監督管理当局が戦略的協力を深化させ、全国統一市場の構築を共に推進する重要な一歩である。これを契機に、三地域は独占禁止分野での実効的な協力体制を強化し、高度な独占禁止業務を通じて新たな生産力の育成を支援するとともに、広域経済の質の高い発展を促進することが期待されている。

(出典：国家市場監督総局公式サイト 2025年3月4日)

https://www.samr.gov.cn/xw/df/art/2025/art_ae07f5cfeba749889db10b63238d77b0.html

【その他地域】

★★★5. 河南省、企業名称登録管理を強化 知的財産権を巡る紛争抑制を目指す★★★

河南省市場監督管理局はこのほど、「河南省企業名称登録管理規定」を発表した。同規定によれば、

著名商標、地理的表示、老舗ブランド（中華老字号）、知名商号などを所有または使用する事業主体や所有者は、「河南省企業名称保護名簿」への登録を申請できる。これにより、これらの知的財産権と同一または類似する名称を無断で使用する企業については、登録を認めない方針を明確にした。

同規範は全7章で構成され、企業名の自主申告、登録審査、申告保護、紛争裁定、登録監督管理などの各段階における問題に対応し、全プロセスの規範化管理を実現する。特に、企業名と知財権をめぐる紛争が多発している現状を踏まえ、明確な「レッドライン」を設定した。さらに、企業名称の登録が認められない17の具体的な状況が明記されている。

河南省は、企業名称の登録管理の全プロセスを体系的に整理・規範化することで、全国統一市場の構築を支援することを目的としている。

(出典：国家知識産権網 2025年3月3日)

http://www.cnipa.gov.cn/art/2025/3/3/art_57_197865.html

○ 司法関連の動き

★★★1. 江蘇省、知財保護における行政と司法の連携強化に向け意見交換★★★

江蘇省高級人民法院（高裁）は2月26日、省知識産権局とともに、知的財産権の行政保護と司法保護の効果的な連携について意見交換を行い、業務協力の強化と知財保護の実効性向上に向けた協議を実施した。

会議では、行政保護と司法保護における具体的な協力措置について詳細な議論が交わされ、双方は情報と資源の共有を含む5つの分野で積極的に取り組むことを表明した。今後、非正常な特許出願や特許代理業における違法行為、悪意ある繰り返し侵害の取締りを重点的に進めるための連携を強化するとともに、双方向の情報共有メカニズムのさらなる整備を図る。また、専門技術支援を強化し、技術調査人材データベースの充実を進めることで、行政保護および司法保護における技術的論点の認定プロセスを、より科学的かつ統一的なものとするを目指す。さらに、地域協力や人材育成、政策連携などの分野でも協力事業を推進していく方針である。

今回の意見交換は、江蘇省における知財保護の行政・司法連携を強化するための重要な基盤を築くものとなった。今後、省知識産権局は特許紛争における行政裁決能力を一層向上させるとともに、紛争解決の多様な手法を充実させ、行政と司法の連携メカニズムをより効果的に機能させる方針である。

(出典：国家知識産権網 2025年3月4日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/3/4/art_57_197926.html

★★★2. 知財侵害対策が進展：検察機関の起訴審査が増加、企業の権益保護を強化★★★

昨年1月から11月にかけて、全国の検察機関は知的財産権侵害犯罪に関する起訴審査案件を1万3000件受理し、前年同期比で14.5%増加した。また、知的財産権に関する民事検察案件を1710件受理し、民事確定判決に対する控訴や再審建議を537件提出した。さらに、行政検察案件として1408件を受理し、公益訴訟案件としては知的財産分野で855件を立件・処理した。

この1年間、検察機関が受理した知財侵害犯罪の起訴審査件数の増加は、侵害行為に対する強力な抑止力の形成につながった。特に、企業の商標権、著作権、特許権、営業秘密を侵害する犯罪の摘発を強化し、企業の知的財産権と企業家の合法的権益を確実に保護する取り組みを進めている。また、市場主体の所有形態を問わず、法に基づき平等な保護を強調し、財産権や合法的利益を侵害する行為には、所有形態にかかわらず同等の罪責・処罰を適用する方針を堅持している。

注目すべき点として、検察機関は知的財産権に関する刑事附带民事訴訟を積極的に推進している。これにより、権利者の権利保護を強化するとともに、権利行使にかかるコストの削減や効率向上を図っている。昨年1月から11月にかけて、検察機関が起訴した知財侵害犯罪案件のうち、権利者が附带民事訴訟を提起した件数は991件ののぼり、前年同期比で1.1倍増加した。

(出典：最高人民検察院公式サイト 2025年3月1日)

https://www.spp.gov.cn/zd gz/202503/t20250301_686761.shtml

★★★3. 最高人民法院が「2024年度十大事件」を発表、新たな法解釈の指針を提示★★★

最高人民法院（最高裁）は2月27日、中央広播電視総台と共催で「新時代における法治推進2024年度十大事件」の発表イベントを開催し、2024年度の「十大事件」と「十大ノミネート事件」を公表した。全国の法院が2023年末から2024年にかけて審理を終えた約49万件の案件の中から、刑事、民事、行政、知的財産、執行など多分野にわたる代表的事件が選ばれた。特に、AI生成コンテンツの権利保護や技術秘密保護といった、新たな法解釈の方向性を示す事例が注目された。

知的財産分野では、「2024年度十大事件」として「新エネルギー車シャーシの技術秘密侵害事件」と、最高人民法院が重点監督した「技術秘密侵害のクロス執行事件」が選出された。また、「2024年度十大ノミネート事件」には、全国初のAI生成画像に関連した著作権侵害事件、税関と司法機関が連携して処理した知名商標侵害事件、公共文化資源標識の悪意ある商標登録事件が含まれている。

選考は昨年12月31日に開始され、全国の裁判所から代表的な49件が選出された後、一般向けのオンライン投票が行われた。1845万票の投票が寄せられ、その結果と専門家委員会の審査を総合的に考慮し、最終的に20件が決定された。

このイベントは今回で8回目となる。選出された事件は、新型法律問題への対応や公平・正義の実現に向けた全国法院の革新的な取り組みを反映しており、今後の法治推進において重要な参考となると見られる。

(出典：最高人民法院公式サイト 2025年2月27日)

<https://www.court.gov.cn/zixun/xiangqing/456021.html>

○ ニセモノ、権利侵害問題

【その他地域】

★★★1. 四川省初の「ナタ2」著作権侵害事件を摘発 成都警察が違法サイト運営者を拘束★★★

四川省成都市公安局（警察）高新区支局はこのほど、中国で大ヒット中のアニメ映画「哪吒（ナタ）2・魔童鬧海」（以下「ナタ2」）の著作権を侵害した初の事件を摘発した。

「ナタ 2」は中国の春節に公開されて以来、わずか 15 日間で興行収入 100 億元（1 元は約 20.6 円）を突破した。その後も勢いは止まらず、3 月 4 日時点で興行収入は 150 億元に達し、中国国内の映画記録を次々と塗り替えている。一方で、映画の大ヒットに伴い、人気に乗じた違法動画配信が相次ぎ、警察当局は事前にリスクを予測し、監視体制を強化していた。

捜査のきっかけは 2 月 11 日、同局の食薬環偵（食品・医薬品・環境犯罪対策）大隊とサイバーセキュリティ隊が連携した監視活動中、複数の春節公開作品を無許可配信するサイトを発見したことである。特に「ナタ 2」の高画質版が違法に流通していたことから、直ちに捜査が開始され、侵害行為の詳細が明らかになるにつれ、同サイトの運営者らが浮かび上がった。

捜査の過程では、「知的財産クラウド警務室」というプラットフォームが活用され、専門技術とビッグデータを駆使して証拠を収集した。この新たなモデルにより、主要容疑者である童（サイト創設者）と梁（サイト運営者）が特定され、2 人は著作権侵害の容疑で刑事拘留された。現在、事件の捜査はさらに進行中である。

今回の摘発の成功は、クリエイティブ産業における知的財産権保護に関する貴重な経験を警察機関にもたらした。警察当局は、今後も知的財産権の侵害行為に対して厳しく対応し、クリエイティブ産業の発展を守り続ける方針である。

(出典：中国知識産権资讯网 2025 年 3 月 6 日)

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=141662

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

★★★1. 江蘇省、知的財産権産業連盟の協力を強化 革新と発展を推進★★★

江蘇省産業知財連盟（以下「連盟」）はこのほど、オンラインで交流と討論を行うイベントを開催した。初回の連盟優秀事例に選ばれた代表者が、各産業における知財戦略の成功事例を共有し、今後の発展に向けた議論を展開した。

この中で、船舶・海洋工学産業知財連盟は、産業知的財産権白書および特許の高品質発展指数レポートを発表し、業界特許賞の選定を行っている。江蘇省ロボット・スマート製造装置産業知財連盟は、イノベーション資源共有プラットフォームの構築を積極的に推進し、資源の効率的な活用を促進している。また、グラフィック産業知財連盟は、「技術開発-検査検証-知財-標準化」を一体化した運営メカニズムを模索し、企業が地方標準を策定するための指導を 5 件行った。医薬・健康産業知財連盟は、知財の創造、活用、保護をカバーする包括的な業務体系を確立している。さらに、参加企業は特許プール構築の実践的な経験を共有した。

現在、江蘇省では 47 の産業知財連盟が設立されており、新エネルギー、IoT（モノのインターネット）、バイオ医薬品など 14 の先端製造業クラスターをカバーしている。各連盟は、協調的なイノベーションの推進、成果の転換促進、リスク防止の強化を重点とし、加盟企業が単独での活動から「結束して力を発揮する」方向へと進化している。

(出典：国家知識産権網 2025 年 3 月 4 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/3/4/art_57_197927.html

★★★2. 国内企業の特許産業化率が向上、戦略産業での収益も拡大★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）が近日発表した「2024年中国特許調査報告」によれば、中国の特許創出の質が着実に向上し、国内企業による特許の産業化率も安定的に増加していることが明らかになった。

報告によると、国内企業が研究開発を通じて取得した特許のうち、研究開発費が50万～100万元（1元は約20.6円）、または100万元以上に達する特許の割合はそれぞれ18.2%と17.8%であり、「十四五」期間中の最高値を記録した。一方で、研究開発費が10万元未満の特許の割合は35.1%で、前年の38.2%を下回った。2009年から2023年にかけて、中国国内の有効特許数と研究開発費投入額の増加傾向には高い一致性が見られ、高水準の研究開発投入が質の高い発明創出を積極的に促進していることが示された。

また、企業による特許の産業化率は53.3%に達し、前年から2.0ポイント上昇した。これは5年連続での増加となる。特に、中小微企業（中規模、小規模、零細企業）における特許の産業化率はそれぞれ61.4%、57.8%、36.7%であり、前年に比べ3.5ポイント、3.9ポイント、2.9ポイントの増加を示した。さらに、戦略的新興産業や将来産業分野における特許の産業化による平均収益は、それぞれ939.1万元/件、1132.7万元/件に達し、いずれも企業全体の平均を大きく上回った。

一方で、特許権者が特許侵害の被害を受ける割合は、全体として減少傾向にあることが報告された。また、特許侵害が発生した場合の企業の対応は多様化しており、行政執行、司法訴訟、仲裁・調停などの紛争解決手段が広く認識され、活用されているという。

(出典：国家知識産権網 2025年2月26日)

http://www.cnipa.gov.cn/art/2025/2/26/art_55_197690.html

○ 統計関連

★★★1. 2024年中国著作権登録数が1063万件を突破、前年比19.13%増★★★

2024年、中国における著作権登録の総数が1063万件を超え、前年比19.13%増となったことが国家版權局の発表で明らかになった。この大幅な伸びは、中国の著作権関連分野の活発な成長を示す重要な成果である。

作品著作権登録においては、各地の版權局および中国版權保護センターの統計によれば、2024年の登録件数は780万件を超え、前年比21.39%増という大幅な増加を記録した。特に、美術作品の登録件数が全体の54.92%を占めており、最多の登録数を示している。

一方、コンピュータソフトウェア著作権の登録については、昨年の登録件数は約283万件で、前年比13.31%増となった。地域別では、広東が全国首位を占め、28万件以上を登録しており、全体の10%を占める結果となった。

さらに、著作権質権登録に関しては、昨年の登録件数が432件となり、前年比5.11%の増加を示した。これらのデータは、中国における著作権の管理および活用が多方面で進展していることを裏付けている。

(出典：中国知識産権资讯网 2025年2月28日)

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=141593

=====
【中国 IPG のご紹介】

中国 IPG (Intellectual Property Group in China、中国知的財産権問題研究グループ) は、在中日系企業・団体による、知財問題の解決に向けた取り組みを行うことを目的とした組織です。

主な活動には、年3回開催する予定の全体会合(メンバー間の情報交換や各種講演を実施)や、特定テーマについての検討を行う専門委員会、会員の所属業界における知的財産問題についての情報交換を行うWG等があります。その他、知財関連法令についての意見募集への対応等を行っています。ご関心・ご参加をご希望の方は、下記までお問い合わせください。

★中国 IPG ウェブサイト：<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipg/>

★中国 IPG 事務局(ジェトロ・北京事務所 知的財産権部)

Tel: +86-10-6528-2781、E-mail: pcb-ip@jetro.go.jp

=====
【配信停止】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

https://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

【新規登録・配信先変更】

新規登録や配信先を変更したい場合は、以下のサイトより E メールアドレスをご登録ください。

なお、従来のアドレスへの配信が不要な場合には、別途、上記の配信停止が必要になりますのでご注意ください。

https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/cn_beijing/mail.html

【バックナンバー】

過去に配信したメルマガについては、以下にてご覧いただけます(※更新頻度は四半期に一度程度となります)。

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipnews/archive.html>

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構(ジェトロ)北京事務所知的財産権部

TEL: +86-10-6528-2781

E-Mail: pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。）により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

=====

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved